

VORYS

New thinking.  
Since 1909.

人材問題への移民法ソリューション

# 要員問題

- 多くの企業は、生産要員のみならず、専門職の要員問題に直面しています。
- 労働力の問題を移民法で解決することは可能でしょうか？
- どのような労働者に対して就労ビザのスポンサーとなることができるのでしょうか？

# 生産要員向けのビザの選択肢

- 企業がスポンサーとなる必要のないカテゴリー
  - 難民
  - 亡命者/亡命申請者
  - 若年移民に対する国外強制退去の延期措置（DACA）
  - 一時的保護資格（TPS）
  - その他

# 難民

- 難民とは、人種、宗教、国籍、政治的意見、特定の社会集団の一員であることなどが原因で、迫害を受けている、あるいは迫害の恐れがある個人のことです。
- 難民は、米国に入国する前にその在留資格を認められます。
- 難民は、最終的には永住権を取得します。
- I-9を記入する際には、雇用主向けハンドブック（[M-274](#)）を参照して、難民向けの書類には何が必要なのか確認してください。

# 難民再定住機関

- 難民は米国に入国すると、再定住機関と連携して米国での生活基盤を築きます。
- 企業によっては、再定住機関や関連する非営利団体と関係を築き、労働者を見つけているところもあります。
- [https://jfs.ohio.gov/refugee/resettlement\\_agencies.stm](https://jfs.ohio.gov/refugee/resettlement_agencies.stm) にてオハイオ州の再定住機関の一覧を閲覧できます。

# 亡命者/亡命申請者

- 人種、宗教、国籍、政治的意見、特定の社会集団の一員であることなどが原因で迫害を受けている、または迫害を恐れている個人を亡命者といいます。
- 亡命者は、米国に入国した時点で申請を行います。
- 亡命申請中の者は、就労許可証を申請することができます。
  - 就労許可証を適時に更新すれば、就労許可が自動的に延長されます。
- 亡命申請が承認されれば、就労許可証は有効期限がなくなります。また、その従業員は永住権を申請することができます。

## 若年移民に対する国外強制退去の延期措置 (DACA)

- DACAとは、オバマ政権が導入したプログラムで、子供の頃に米国に不法入国した人で、いくつかのガイドラインに該当する人は、2年間の強制送還の猶予が与えられます。
- 承認されると、2年間有効で、更新も可能な就労許可証が発行されます。
- 適時の申請による就労許可の自動更新ができないため、雇用の空白期間が生じる可能性があります。
- DACAは永住権の取得にはつながりません。

# 一時的保護資格(TPS)

- 一時的保護資格とは、国土安全保障省が特定の国に対して行う指定で、その国が一時的に帰国することが安全でない状態にある場合です。
- 安全でない状態とは、以下のようなものがあります。
  - 進行中の武力紛争（内戦など）
  - 環境災害（地震やハリケーンなど）
  - エピデミック
- 一時的保護資格は永住権の取得にはつながりません。



# 一時的保護資格(TPS)

移民局のウェブサイトには、現在TPSの対象となるすべての国が指定されています。

- [アフガニスタン](#)
- [ビルマ](#)
- [カメルーン](#)
- [エルサルバドル](#)
- [エチオピア](#)
- [ハイチ](#)
- [ホンジュラス](#)
- [ネパール](#)
- [ニカラグワ](#)
- [ソマリア](#)
- [南スーダン](#)
- [スーダン](#)
- [シリア](#)
- [ウクライナ](#)
- [ベネズエラ](#)
- [イエメン](#)

# 一時的保護資格(TPS)

- 国土安全保障省は、TPSを持つ個人を対象として、時によっては、すべての期限切れの就労許可証の自動延長措置が許可されることがあります。
  - 一括自動延長措置が発行された場合、従業員は期限切れの就労許可書を提示するだけで十分です。
- 一括自動延長が許可されない場合、期限切れの就労許可証に加えて、受領通知が必要です。
- その他の要件については、移民局のウェブサイト（<https://www.uscis.gov/humanitarian/temporary-protected-status>）でご確認ください。

# 生産要員向けビザの選択肢

- 現在、生産要員を対象として企業がスポンサーとなれる理想的な選択肢はありません。
- 改革を推進するための政府機関との連携。
  - 全米製造業協会（NAM）は、米国における一時的な経済ニーズに対応するため、新しいビザのカテゴリーの創設を働きかけています。
- より専門的な職種に対しては限られた選択肢があります。

# B-1ビザ 産業労働者

- 米国外の会社から購入した商業用または工業用の機器または機械の設置、整備、修理、またはそのような整備を行う米国人労働者の訓練を行うために米国に来る個人。
- 販売契約の中で、売手ががそのようなサービスやトレーニングを提供することを具体的に要求してはなりません。
- ビザ申請者は、整備/トレーニングの実施に不可欠な独自の知識を有している必要があります。
- 米国の組織から報酬を受け取ることは禁止されています。
- ESTAで90日間、または米国大使館でB-1ビザを申請して6ヶ月間滞在（+6ヶ月間延長）が可能です。

# TNビザ(USMCA専門職)

- USMCA - 米国・メキシコ・カナダ協定(旧NAFTA)
- カナダまたはメキシコ国籍の方
- USMCAに記載されている特定の職業のみが対象となります。
- USMCAに明記されている特定の資格を持っている必要があります。
- 滞在有効期限は3年間で、延長は無制限です。

# TNビザ(USMCA専門職)

- **TN工学技手/技師**
  - 関連する経験が2年以上
  - 少なくとも学士号を持つ技術者のサポート役として働く必要があります。
  - 学士号は必要ありません。
- カナダ国籍の方は、国境で申請することができます。
- メキシコ国籍の方は米国領事館で申し込みます。
- すでに米国に滞在している場合、米国市民権・移民局を通じて雇用主の変更を申請することができます。

# TNビザ(USMCA専門職)

- 工学技手/技師
  - 電気・電子工学技手・技師
    - 電気機器または試験装置の構築、校正、修理を行います。
    - 電気システムを製作する際に発生する技術的な設計上の問題に対する解決策を見つけます。
    - 設計を検査し品質を管理し、結果を報告し、必要であれば変更を勧めます。

# TNビザ(USMCA専門職)

- 工学技手/技師
  - 機械工学技手／技師
    - 信頼性と安全性を向上させるために、高い費用対効果を生む機器設計の変更を提案します。
    - チームリーダーとして、機械工学技手に機器、システム、構造の設置を指導することもできます。
    - 機械や設備を試験・検査したり、技術者と協力して生産上の問題を解消したりします。例えば、自動車の衝突試験のための機器を設置し、製品の試験を支援することもあります。



# その他のTNビザのカテゴリー

- 技術者
  - 工学の学士号または技術者免許を有すること。
- コンピュータシステムアナリスト
  - 学士号または中等教育修了証+3年の経験があること。
- 会計士
  - 会計学の学士号または公認会計士の資格を有すること。

# L-1: 社内転勤

- 米国外にある会社が、米国内の関連会社に社員を転勤させることができます。
- L-1ビザは2種類あります
  - マネージャーや経営陣（L-1A）
  - 「専門的な知識」を持つ社員（L-1B）
- 転勤前の過去3年間のうち1年間は、海外で管理職、経営陣、専門知識を必要とする職種で雇用されていること。

# L-1: 社内転勤

- 滞在期間：
  - 専門知識（L-1B）の場合は5年
  - 経営陣または管理職（L-1A）の場合は7年
- 通常、移民局への申請書の提出が必要です。
  - カナダ人（ビザ免除者）は国境で申請できます。

# L-1A 管理職

- 「管理職」として認められるには、専門職の従業員の仕事を監督・管理すること、または会社の重要な機能を高次元で管理することが必要です。
- 専門職社員＝学士号以上またはそれに相当する資格（職務年数12年以上）を有する者。

# L-1B 専門知識

- 専門知識とは、会社の製品、サービス、研究、設備、技術、経営、その他の分野における特殊な知識、および国際市場においてそれを応用するために個人が有する特殊な知識、または会社の業務や手順に関する高度な知識、または専門知識のいずれかを意味するものです。
- 証拠の提出請求を受ける率が極端に高い。

# ブランクett L-1申請

- 企業によっては、個々のL-1申請をする前に、ブランクett申請を行い、組織間の関係性を前もって確立することができます。ブランクett Lビザ申請の資格を取得するためには下記の条件を満たさなければいけません。
  - 申請企業および対象企業は、商業的な取引またはサービスに従事している。
  - 申請企業が米国内で1年以上事業を継続している。
  - 申請企業が3つ以上の国内および海外の支店、子会社、関連会社を有している。
  - 申請企業および他の対象企業は、以下のいずれかの条件を満たしている。
    - 過去12ヶ月の間に10件以上のL-1ビザの承認を得ている。
    - 米国の子会社または関連会社で、合計年間売上高が2,500万ドル以上である。
    - 米国で1,000人以上の従業員を有している。

# ブランクett L-1申請

- 社員は、海外の米国大使館にて、直接ブランクett L-1ビザの申請をします。
- 社員は、Lビザの標準的な要件を満たしている必要があります。
  - さらに、ブランクett L-1Bの申請者は、少なくとも学士号または同等の経験（12年）を有している必要があります。
- ブランクett L-1Bは大学学位または12年の経験を必要としますが、通常、ブランクett L-1B申請は移民局を通して申請するL-1B申請よりもはるかに承認されやすくなります。
- 延長手続きについては、海外渡航の予定がない場合は移民局で、海外渡航の予定がある場合は大使館で行うことができます。

# F-1ビザの実務研修 (OPT)

- F-1ビザの在留資格を持ち大学を卒業した留学生に提供される、専攻に関連した分野における就労許可。
- 最大12ヶ月。
- すべての雇用主を対象とする。
- STEMの学位（科学・技術・工学・数学）を持つ学生は、2年間の延長が可能です。企業は、STEM延長資格を持つ個人についてはE-Verifyを使用して雇用する必要があります。



# H-1Bビザ(特殊技能職)

- 専門的な職業に従事する専門家。
- 「専門家」とは、米国の学士号またはそれに相当する学位を有する者と定義します。
- 「専門職」とは、その職務と責任において、米国の学士号またはそれに相当する学位を取得することによってのみ通常得られる知識や専門性を必要とする職務のことをいいます。
- 例：
  - 技術者、ソフトウェア開発者などのIT系職種、会計士など。

# H-1Bビザ(特殊技能職)

- 最長6年間の継続滞在が可能（グリーンカード申請を始めたら6年以上）
- 年間上限が6万5千人。さらに米国修士号取得者2万人。
- 各年度の登録は3月に開始され、ビザは10月1日から有効となります。

# 質問



## ピーターソン幸与

Vorys, Sater, Seymour and Pease LLP

パートナー

[sipeterson@vorys.com](mailto:sipeterson@vorys.com)

(614) 464-6499

